

議案第5号

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年11月28日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

浅間山運動公園のテニス場に設置している全天候型アスファルト系コートをフットサル兼用コートとして整備したことに伴い、関連する規定の整備等をするため、条例の一部を改正するものである。

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表の1 総合社会体育館使用料の表設備器具の項体操の目を削る。

別表の4 浅間山運動公園使用料の表テニス場使用料の項中「全天候型アスファルト系コート」の次に「（フットサル兼用）」を加え、同項シャワーの目を削り、同表野球場使用料の項シャワーの目を削り、同表備考3中「、シャワーを除き」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年富津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定を次のように改める。

別表中

「

1,080円
4,860円
3,780円
16,200円
540円
2,160円
1,620円
7,560円
210円
100円
50円
210円

「

1,100円
4,950円
3,850円
16,500円
550円
2,200円
1,650円
7,700円
220円
110円
50円
220円

100円
100円
100円
540円
320円
540円
540円
210円
100円
100円

110円
100円
110円
550円
330円
550円
550円
220円
110円
110円

」を 」に、

「

「

210円
320円
430円
640円

220円
330円
440円
660円

」を 」に、

「

「

540円
750円
540円
2,160円
1,290円
640円
430円
5,400円
10,800円
3,240円
1,620円

550円
770円
550円
2,200円
1,320円
660円
440円
5,500円
11,000円
3,300円
1,650円

1,080円
32,400円

」を

1,100円
33,000円

」に改める。